

令和 8 年 7 月 8 日

厚生労働大臣

上野 賢一郎 殿

公益社団法人 全日本病院協会

会長 神野 正博

一般社団法人 日本医療法人協会

会長 伊藤 伸一

公益社団法人 日本精神科病院協会

会長 山崎 學

(公印省略)

## 建築費高騰に対応する民間病院の基盤維持に必要な 財政支援に関する緊急要望について

我が国の必須の社会基盤である地域医療を支える民間病院の経営環境は、物価高騰や人件費の上昇に加え、近年の建築資材価格および建築関連人件費の急激な高騰により、極めて危機的な状況に直面している。病院建物の新築・増築・耐震化・老朽化対策は、地域医療構想の推進や災害対応、医療 DX の実現といった国家的政策課題を遂行する上で不可欠な基盤である。しかし、現行の診療報酬体系のみでは、これらに要する莫大な資本費（設備投資に係る費用）を賄うことは極めて困難である。このため、自力での建替え・改築が進まず設備投資が停滞し、地域医療の提供体制そのものの弱体化が懸念される状況にある。

民間病院に対する既存の財政支援の枠組みは存在するものの、その規模や要件は、近年の建築費高騰の実態に十分対応できていない。国民が将来にわたり安全で質の高い医療を享受し続けられる体制を維持するためには、国公立病院との均衡にも配慮しつつ、民間医療機関に対する実効性ある財政支援の仕組みを早急に構築する必要がある。

つきましては、令和 9 年度予算概算要求に向け、下記の事項について強力な予算措置並びに法制度の整備を講じられるよう、強く要望する。

### 記

#### 1. 地域医療を担う民間病院の増改築に対する財政支援の仕組みの創設

急激な建築費高騰により民間病院が自力で増改築を行うことが困難な実態に鑑み、国公立病院との均衡にも配慮した、民間病院の増改築に対する新たな財政支援の仕組みを早急に創設すること。

### 【対象範囲の要件】

支援の対象は、社会医療法人や特定医療法人等の「持分の定めのない医療法人」を原則とすること。また、現在経過措置型として存続する「持分の定めのある医療法人」が本支援の適用を受ける場合には、認定医療法人制度の活用等により「持分の定めのない医療法人への移行」を要件とし、医療法人の非営利性・公益性の高い形態への移行を促進する仕組みとすること。

### 【地域貢献度の考慮】

新たな地域医療構想において、地域に必要な医療機能を担うものとして位置付けられた病院そして5疾病6事業（がん、脳卒中、心血管疾患、糖尿病、精神疾患の5疾病、及び救急・災害・新興感染症・へき地・周産期・小児の6事業）をはじめとする政策医療を担う医療機関、さらに地域医療連携推進法人において不可欠な役割を担う病院を主たる対象として制度を設計すること。

## 2. 建築費の実態等を考慮した融資制度の拡充

建築費の実態（当初見積りから最終精算額に至るまでの追加費用等の上振れの実態）や金利の変動等を考慮した柔軟な融資制度として、福祉医療機構（WAM）が実施する既存の長期・低利融資を拡充し、建替えに係る「長期間にわたる無利子又は超低利・無担保の融資制度」を新たに創設すること。

以上